

函館市部活動の地域展開等に関する協議会設置要綱

(設置)

第1条 将来にわたり本市の子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる環境の整備に向け、市立中学校および義務教育学校後期課程の部活動の地域展開および地域連携（以下「地域展開等」という。）について協議するため、函館市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に、函館市部活動の地域展開等に関する協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域クラブ活動の推進に関する事項
- (2) 学校部活動の地域連携に関する事項
- (3) その他部活動の地域展開等の推進に関し必要な事項

(設置期間)

第3条 協議会の設置期間は、令和14年（2032年）3月31日までとする。

(組織)

第4条 協議会は、委員13人以内をもって組織する。

(委員および任期等)

第5条 委員は、次の各号に掲げる者および組織に属する者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 特定非営利活動法人函館市スポーツ協会
- (3) 函館市スポーツ少年団
- (4) 総合型地域スポーツクラブ（公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録クラブ）
- (5) 函館市文化団体協議会
- (6) 公益財団法人函館市文化・スポーツ振興財団
- (7) 函館市小学校長会

- (8) 函館市中学校長会
- (9) 函館市中学校体育連盟
- (10) 北海道高等学校長協会道南支部
- (11) 函館市PTA連合会

2 委員の任期は、委員を委嘱した日から協議会の設置期間満了の日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長および副会長)

第6条 協議会に、会長および副会長各1人を置く。

- 2 会長および副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(アドバイザー)

第7条 第5条に規定する委員のほか、協議会にアドバイザーを置く。

- 2 アドバイザーは、北海道教育庁渡島教育局教育支援課長の職にある者をもって充てる。
- 3 アドバイザーは、会長の求めに応じて協議会に出席し、専門的見地から協議会の所掌事務に関する助言等を行うものとする。

(会議)

第8条 協議会の会議は会長が招集する。

- 2 会長は、協議会の会議の議長となる。
- 3 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員およびアドバイザー以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、教育委員会学校教育部において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 5 年（2023 年）5 月 24 日から施行する。
(会議の招集の特例)
- 2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議または会長および副会長が欠けたときの会議は、第 7 条第 1 項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

附 則

この要綱は、令和 8 年（2026 年）4 月 1 日から施行する。